

会議録（平成27年度第1回愛知県事業評価監視委員会）

- 1 日 時 平成27年7月17日（金） 午後1時30分～午後4時05分
- 2 場 所 愛知県自治センター 第603会議室
- 3 出席者
（委員）魚住委員、梅原委員、千家委員、田中委員、柘植委員、中村委員、水谷委員
（県建設部）河野建設部技監、河川課長、公営住宅課長、建設企画課主幹 他
（県農林水産部）農林検査課主幹 他
- 4 会議次第
 - (1)開会
 - (2)あいさつ
 - (3)議事
 - ① 平成27年度 事業評価監視委員会の予定について
 - ② 平成27年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について
 - ③ 第2回委員会 審議対象事業の抽出について
 - ④ 対象事業の審議
 - 【再評価】河川事業
 - 【事後評価】河川事業、公営住宅等整備事業
 - ⑤その他
 - (4)閉会

1 平成27年度 事業評価監視委員会の予定について

事務局より委員会の予定の説明を行い、了承された。

2 平成27年度 審議対象とする事業及び抽出方法等について

事務局より委員会規約第2条(3)で定める抽出審議について、その具体の取扱いについて提案し、了承された。

3 第2回委員会 審議対象事業の抽出について

事務局より審議対象事業について説明後、抽出委員が抽出案を提案。

[抽出委員]

第2回の対象事業は、農業農村整備事業の事前評価が1件、再評価が2件、事後評価が6件の合計9件である。

まず、事前評価を優先するため、事前評価の1件は抽出する。

次に、再評価の2件と事後評価の6件は、細事業種別のバランスから、再評価の2件全てと、事後評価の海岸整備事業、ほ場整備事業、防災ダム事業の計3件を抽出する。

また、事後評価のたん水防除事業の3件については、いずれも事業目標の達成状況など投資効果の発現状況に大きな差はないが、過去の審議状況から、これまでに再評価等の審議を行っていない千代田2期の1件を抽出する。

以上、事前評価から1件、再評価から2件、事後評価から4件について抽出することを提案する。

[結論] 抽出委員の抽出案を了承する。

4 対象事業の審議

【再評価の審議】

(1) 河川事業

①河川事業の費用対効果の算出方法について

河川課から説明。

[委員] 被害額を算出する際の基礎数量となる世帯数は、将来人口が減少傾向のなかで、現在マニュアルでの基礎数量の考えは、減少傾向を考慮していないと思うが、どうであったか。また、県としてこのことについてどのように考えているのか。

[県] マニュアルは、現状の資産が将来に渡っても変わらない想定で算出することになっており、県でも同様な考えで行っている。

②河川事業：矢作川下流圏域、日長川水系、大田川水系の審議

河川課から説明。

[委員] 矢作川下流圏域では、計画に対する延長の進捗率が伸びているが、当初予定をしていなかったことを行ったためではないか。その部分の表現について検討されたい。

また、当初計画に対する評価をどのように考えているか。当初計画していた事業が早く終わる可能性がある。逆に遅れていれば、事業期間が伸びることもある。今回、その点に関する記載がない。

[県] 矢作川下流圏域では、再評価調書（案）の表3において、延長の進捗率が150%であり、平成20年8月末豪雨を契機に床上浸水対策特別緊急事業という緊急的に行う事業を集中的に実施したため、進捗率が伸びた。

[委員] 床上浸水対策特別緊急事業に対する評価ではなく、この評価は矢作川下流圏域についての評価をすべきではないのか。緊急事業を投入したのであれば、それを除いた評価を行うべきである。

[県] 矢作川下流圏域で設定した区間の内数として、緊急事業を行った。

[委員] 緊急事業の効果があつたため事業進捗に効果が出たことを、理由として記載してもらいたい。

[委員] 調書には、緊急事業を実施したことにより事業進捗が図られたと記載してほしい。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 緊急事業で進捗が進んだのであれば、残りの計画年数は変わらないのか。

[県] 矢作川下流圏域では、これまで計画以上に事業が進捗したのは確かである。このまま計画どおり進捗すれば、事業完了までの期間が短くなることも考えられるが、全体の進捗は現時点で25%程度であり、今の時点で計画期間が短くなるとは申し上げることができない。

[委員] 大田川では（これまでの計画に対して）事業費が倍になっているが、評価時にはその理由について、何も触れられていない。

[県] 大田川で事業費が倍になっている理由は、地盤が悪く工事費が増加したのと、実施において用地補償費等が高くなったためである。

[委員] 事業費が高くなった理由は、評価に加えるべきである。

[委員] 調書の進捗状況に、事業費が拡大している理由を記載すること。

[県] ご指摘のとおり修正する。

[委員] 矢作川下流圏域において、緊急事業を行った理由は何か。過去に浸水が起きたために実施しているということであれば、そのような被害状況についてリスト化はされているか。また、緊急事業費を投入している河川と、投入していない河川の区分けは何か。

[県] 矢作川下流圏域は、平成20年8月末豪雨で東海豪雨に次ぐくらいの浸水被害がでていたため、この被害を契機に緊急事業を実施した。各河川の浸水被害の状況は把握している。床上浸水対策特別緊急事業は採択条件があるため、採択要件を満足したものについて、事業を実施している。

[委員] 愛知県の地域防災計画で、水源より河口にいたる水系全流域にわたって、重要水防箇所の実態把握を行うことが謳われている。河川事業は、これに留意していると思うが、重要水防箇所が矢作川下流圏域に多かったということではどうか。

[県] 必ずしも重要水防箇所が多かったために被害が起きた訳ではなく、全国的に見ても記録的な降雨があったため、大きな被害が発生したと考えている。相対的に見て、重要水防箇所が多い傾向は否定しないが、重要水防箇所が多かったため、被害が発生したという認識はない。

[委員] ある河川では進捗率が伸びていて、それ以外の河川では伸びていないこと（各河川において進捗率の違いがあること）について、県民に納得できる説明ができるか。

どの河川でも、ゲリラ豪雨が起きる可能性がある中で、事業進捗の優先度の根拠を降雨にしてしまうと、その河川でたまたま浸水被害が発生する降雨があったためとなるが、そうした考え方で進捗率の違いは説明できるか。

[県] 矢作川下流圏域で発生した平成20年8月末の豪雨による被害は、重く受け止めている。

大きな被害が発生した事実があり、再度災害が発生することを防ぐ観点から、矢作川下流圏域で緊急事業を実施することは、県民の方々にご理解いただけることだと考えている。

[委員] 河川事業における費用対効果の算定では、将来的な人口減を考慮せず、計算を行うのはよいのか。

将来推計の情報もあるなかで、今後の対応として、将来推計の情報を用いた値を採用した計算を行うことについて提案する。

[委員] 日長川水系に関して、必要性の変化の変動要因の分析で、土地利用の変化を平成18年から平成21年の変化を表現しているが、平成22年に再評価を受けているので、今回は再評価からどのように変化したのかについて、記載すべきではないか。

[県] 今回掲載している数値は、最新データを用いている。土地利用のデータは、把握できるものとして平成21年が最新のものであるため、平成18年から平成21年までの変化を示していると認識しているが、改めて整理する。

[委員] 大田川水系に関して、予期せぬことが起こり、事業費が増えた場合は、計画変更を検討すべきでないのか。

[県] 計画変更も考えている。次回までに精査して報告する。

[委員] 大田川水系における必要性の変化の変動要因の分析について、日長川水系と同様に、土地利用の変化についての記載を確認すること。(矢作川下流圏域も同様)

[委員] 大田川水系では、人口等が増加している中、1回目の再評価時における費用対効果の数値が事業採択時より下がっている理由は何か。

[県] いずれも確認した上で、次回報告する。

[委員] 大田川水系について、再評価調書(案)表3の全体進捗状況について、延長の進捗率の表記が間違っているのではないか。

[県] 修正します。

[結論] 矢作川下流圏域については、調書の修正を行うことを条件に対応方針（案）について了承する。

日長川水系については、調書の修正を行うことを条件に対応方針（案）について了承する。

大田川水系については、継続審議とし、次回再説明を行うこととする。

【事後評価の審議】

（２）河川事業

①河川事業（床上浸水対策特別緊急事業）：福田川の審議

河川課から説明。

[委員] 農業用水を取るための施設である秋竹立切を撤去した際に農業用水用の附帯事業があったのか。

平成24年9月の出水による5戸の被害とはシミュレーションによるものなのか。また、このときの確率規模はいくつなのか。

[県] 農地事業で農業用水のパイプライン化等と一体となって整備を進めたものである。平成24年の被害はシミュレーションによるものであり、実際の被害は0戸であった。このときの降雨は33mmであり、毎年のように発生が考えられる降雨である。

[結論] 福田川については、対応方針（案）について了承する。

【事後評価の審議】

（３）公営住宅等整備事業

①公営住宅等整備事業：中道住宅、外根住宅の審議

公営住宅課から説明。

[委員] 11頁で収入区分が出ているが、県営住宅では収入で制限を設けていないのか。

[県] 県営住宅の入居条件は、月額所得によって決まる。収入から、子供や妻、あるいは障害者がいるなどを踏まえて一人いくらというものを引いて、12で割り、月額所得を出して、それによって入居できるか決まる。500万からあるいは700万円以上の方もいるが、一律に月額所得を超えているとは

いけない。ただし、中には、入居してから所得が多くなった方もいる。

また、入居の際に制限があるが、その後、一定の額以上になった場合は、退去のお願いを行っている。

[委員] 収入だけでは分からないということか。所得についてこのような表はないのか。

[県] 所得は、一人ひとり異なるため一律では挙げられない。

[委員] 14頁の事業費の減少について、工夫した内容を具体的に書いてほしい。また、「同種事業に反映すべき事項」にも記載してほしい。

[県] 発注方法の工夫として、一般の公募を行ったということはあるが、この頃までは、建設単価が安く受注してもらえたという時期的な事情が大きかった。

[委員] 了解した。「同種事業に反映すべき事項」にならないかもしれないが、事業費に対する評価欄には、もう少し記載があっても良いかなと思う。

[県] 事業費欄については、もう少し具体的に記載する。

[委員] 「同種事業に反映すべき事項」として「2DK3DKの住戸比率等を十分考慮する必要がある。」との記載があるが、この2つの住宅で、何か取り組みがあったのか。もう少し説明がほしい。

[県] 2DK3DKの比率は、従前は3：7でやっていたが、最近、家族の数が減少している傾向があり、現在の入居者に合わせてできる限り5：5に合わせる方針でやっている。今回は5：5ではないが、努力している。

なお、建設費も3DKより2DKの方が安くなることから、2DKの比率を高めることにしている。

[委員] 本当は2DKに入りたい人がもっと多かったことが分かってきたということか。

[県] 今回の場合は、従前居住者の家族構成に合わせて2DK3DKの比率を設計したということである。

[委員] 今回は、それで問題なかったということか。今後は、また変わるかもしれないからということか。記載が読み取れない。

[県] 今回、入居者からも特に不満はなかったことから、今後、コスト縮減を目的に2DKの割合を増やしていくことを書いたが、もう少し分かりやすい表現とする。

[委員] 事業目標にも「住宅セーフティネット」とあるが、建物が9階建てということであるが、災害や停電時に高齢者や障害者など住宅セーフティネットの対象者が階段を使う想定で計画しているのか。

[県] 災害時に備え、例えば、低層階部分に高齢者や障害者に入居してもらうことは、まだ対応はしていない。

[委員] そのような主旨ではなく、例えば、削減できた予算で、発電機を用意して停電対応とか、いろいろやれることはあり、住宅セーフティネットということを考えて対応することはどうか。

[県] まだ、そのような考えはしていない。今は、既存の古い住宅をいかに安く建替えるかで止まっている状況である。

[委員] 怪我や加齢もあるので、住宅セーフティネットの対象者を下の階にする等フロアで分けるなどではなく、建物全体での対応の可能性をいろいろ探っていただきたい。

[委員] 設置率に違いがあるが、駐車場に対する考え方はどうか。障害者やシングルマザーなど現在では車も必需品と考えられるが、駐車場を100%整備してはどうか。

[県] 原則1住戸1台を設置することを基本的と考えている。ただし、中道住宅は、この住宅を強く希望している従前入居者の意向も反映し、また、交通が便利な立地であったことを考慮してできる限り住戸数確保を優先し整備を行った。

[委員] 収入が増えた場合の退去基準はどうなっているか。住宅セーフティネットの趣旨を考えれば、退去した後、住宅に困窮するのは困る。臨時収入が入った場合や家族構成の変更など、様々な事情がある場合に対して、(退去基準について)様々な物差しがあることが必要と考える。現状及び将来的な状況を教えていただきたい。

[県] 所得月額15万8千円以下であることが入居の基準で、次に約倍の31万

3千円という区分がある。15万8千円から31万3千円までの間は、家賃が段階的に周辺相場の家賃に近付いていき、退去をお願いし、31万3千円を超えた場合は、高額所得者として退去・明渡しをお願いする制度となっている。

高額所得者認定においても、状況のヒアリングや確認を行い、例えば、子供が就職し所得が増えても今後独立するなどの状況においては、直ぐに退去を求めるといような運用は行っていない。

居住の安定と高額所得者の入居による不公平の両方が納得できるよう運用している。

[委員] 退去基準には二つの面がある。本当に困っている方が退去させられないこと、また、入居希望がある方が入居できるよう所得を超えている方には退去していただく両方の観点がある。その際、いろいろな事情があると思うので、いろいろな物差しが用意できることが必要と考える。よろしくお願ひしたい。

[委員] 取り壊し前と新しい建物を作った後とで、平均賃料はどれくらい上がったか。

[県] 建替前と建替後の平均賃料のモデル的な世帯の賃料として、中道住宅で建替前が8千3百円から7千9百円くらい、建替後は3万5千9百円から2万9千円くらい、外根住宅は、建替前が9千6百円から8千3百円くらい、建替後は2万8千6百円から2万2千3百円くらいとなっている。

[委員] バリアフリーになった、広くなったなどメリットがいろいろ記載されているが、家賃が2.5倍にも3倍にもなると住めなくなってしまった方もいるのではないか。

[県] 家賃は上がるが、一度に上げずに建替後5年間は、段階的に引き上げを行う激変緩和措置があり、それでも家賃が高いという方には、既設の他の住宅も案内している。

[委員] 既設の住宅を案内するといっても現在の住宅から出て行けということになるのは住宅セーフティネットといえるのか。その辺りの配慮を事後評価の中に入れることはできないのか。

[県] 委員のご指摘は、家賃の激変緩和の他にも、家賃減免やその他制度はあるが、家賃が上がることは間違いないので、家賃が上がり、それが負担でそこに住めなくなるというマイナス面について事後評価に記載すべきということ

でよろしいか。

[委員] そういう点を考慮して、例えば、1Kでもいいから、従前の8千3百円の家賃を維持するというようなことを少しでも記載することはできないか。

[県] 県営住宅は、基本的に（複数人）世帯を対象としているため、ワンルームは難しいところがある。例えば、もう少し低廉な方法として、高層ではなく低層でというような手法の可能性はあると思う。

[委員] 評価指標として「空家の状況」や「世帯の年間収入分布」などが上げられているが、この結果は理解できる。ところで、愛知県としてこの地域・地区でどのくらい住宅に困窮する方々が減ったのかを把握しているか。

また、目標が、「住宅セーフティネットとして機能する」ということだが、父子世帯や高齢者等のパーセンテージが出ているが、目標としているパーセンテージを教えてください。

[県] 県営住宅の応募倍率は段々と下がっており、平成26年度は4.9倍となっている。また、人気がなく、常時募集しても（入居者が）入らない住宅もあることなどを考えると、本当に困っている方というのは、そんなに増えていないのではと考えている。市町村営住宅を含め公営住宅が14万戸、総世帯の5%程度という現状の管理戸数を維持していくという考えである。

[委員] 県内の住宅困窮者として定義される方の数は把握していないということか。

[県] 住宅困窮者としては把握していない。

また、今回の指標は、愛知県、豊田市等の明確で比較可能な数字でかつ重複のない数字を用いた。県営住宅は、住宅セーフティネットとして、県の施策を直接かつ迅速、確実に反映できる非常に大きな役割と認識してはいるが、住宅セーフティネットは、さらに広がりがあるものと考えている。何パーセントという具体的な数値は持っていないが、ここに記載の数字でも過半であり、十分機能はしていると考えている。

[結論] 中道住宅及び外根住宅については、調書の修正を行うことを条件に対応方針（案）について了承する。

以上